

女性の人権

●現状・課題

- ・ 固定的な性別役割分担の意識は依然として残っており、「男女共同参画」の視点が必要である。
 - ・ セクシャルハラスメント（セクハラ）やドメスティック・バイオレンス（DV）などの社会問題が、コロナ禍の影響により深刻化している。
 - ・ 女性の社会進出や男性・女性にかかわらず、ともに仕事や育児・介護の両立ができる環境が求められている。
- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」
 - ・ 「育児・介護休業法」 など

●市の現状・取り組み等

- ・ 新たな「男女共同参画プラン（令和2～6年度）」を策定し、男女共同参画を一層推進している。
- ・ 市におけるDV相談件数は、微減傾向にあるものの引き続き子ども家庭センターを中心とした相談体制の整備・周知のほか、関係機関と連携した対応が求められる。

●市民意識調査結果

- ・ 性別による差や固定観念を問題と考えている人が多く、男女共同参画の理念やジェンダー平等意識の醸成が求められている。

[女性の人権に対する問題意識 (P38)]

- ・ 家事等を男女共同で担える社会の仕組みが不十分 (20.6%)
- ・ 雇用、昇進、昇給等で男女の待遇に差があること (15.7%)
- ・ 男女の固定的な役割分担意識があること (14.4%)



●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・女性の人権を尊重する教育・啓発の推進

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

- ・DV 等相談・支援体制の充実

多様な主体との連携・協働～ともに手を取り合うまちづくりの推進 の視点

- ・男女共同参画社会づくりの推進

子どもの人権

●現状・課題

- ・共働き家庭の増加、インターネットやスマートフォンの普及等により子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化している。
- ・SNSによる誹謗中傷などいじめの複雑化・深刻化している。
- ・子どもの貧困やヤングケアラーなどの新たな問題が顕在化している。
- ・様々な視点で子どもの人権を守る法制度が整備されている。

- ・児童虐待防止法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律 など

●市の現状・取り組み等

- ・市の児童虐待対応件数は、減少傾向にあるものの引き続き子ども家庭センターを中心とした相談体制の整備・周知のほか、関係機関と連携した対応が求められる。
- ・「羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例」を改正し、子どもたちの状況やいじめの様相の変化に対応している。
- ・いじめ認知件数は減少傾向にあるものの、引き続き、いじめ不登校対策専門員や関係機関と連携を図り対応していくことが必要である。
- ・ひとり親家庭等を対象とした学習支援や子ども・多世代交流食堂への補助など、福祉の観点などからも対応している。

●市民意識調査結果

- ・いじめや児童虐待に対する問題意識が高い一方、児童虐待発見時の対応が分からないとする市民が一定数おり、相談機関の周知が必要である。

[子どもの人権に対する問題意識(P41)]

- ・子ども同士のいじめ(21.9%) ・親による子どもの虐待(20.7%)
- ・いじめを見て見ぬふりをする(17.9%)

[児童虐待発見時の対応(P47)]

- ・学校や県・市の福祉窓口等に知らせる(58.5%)
- ・どこ(誰に)に知らせたらいいのかわからない(23.9%)
- ・民生委員等に知らせる(7.3%)

- ・子どもの権利等に係る啓発や様々な主体が一体となり子どもの成長を育む取り組みが求められている。

[子どもの人権を守るために必要なこと (P44)]

- ・「子どもの個性や自主性を尊重する社会をつくる (19.5%)
- ・家庭・学校・地域が連携して活動に取り組む (18.8%)
- ・教師等指導者の人間性や資質を高める (18.2%)

●施策の方向性



人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

- ・子どもを取り巻く環境に対応した相談・支援の充実

多様な主体との連携・協働～ともに手を取り合うまちづくりの推進～ の視点

- ・子どもの安心・安全を守る取り組みの充実 (児童虐待やいじめ等への対応)
- ・家庭や地域における青少年の健全育成の推進

高齢者の人権

●現状・課題

- ・出生率の低下や平均寿命の延伸を要因として、高齢化が進行している。
- ・これまで培った経験や知識を生かす場が限定されている状況もあり、生きがいをもって社会で活躍できる環境づくりが求められている。
- ・一人暮らし高齢者の増加や介護等を必要とする高齢者の増加に伴い、高齢者虐待や家族の介護負担増加等による家族間の不和など、高齢者の人権を侵害する問題が社会問題としてある。
- ・社会的孤立や貧困、高齢者を狙った振り込め詐欺等が社会問題化している。
- ・高齢者の尊厳や権利を擁護する法制度が整備されている。

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律 など

●市の現状・取り組み等

- ・羽島市高齢者計画に基づき、介護や高齢者福祉サービスを提供している。
- ・健幸づくりに着目した各種講座などを実施している。
- ・羽島市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度に関する相談、利用支援のほか、広報・啓発を実施している。

●市民意識調査結果

- ・高齢者が安心して生活できる環境のほか、社会参加の場の充実が求められている。

[高齢者の人権に対する問題意識(P49～51)]

- ・経済的な自立が困難なこと(16.8%)
- ・悪徳商法の被害が多いこと(14.3%)
- ・高齢者の活動・(同年代の)交流ができる場所が不十分(13.0%)

高齢者の活動・(同年代の)交流ができる場所が不十分

60歳代：14.6% 70歳代：17.1%



●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

- ・安心して暮らせる環境づくり（権利擁護・相談支援の充実）

多様な主体との連携・協働～ともに手を取り合うまちづくりの推進～ の視点

- ・高齢者の生きがい・健幸づくりの支援

障がいのある人の人権

●現状・課題

- ・障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められている。
- ・一方、障がいに対する差別や偏見に起因する事件も発生しており、障がいへの理解促進が必要である。
- ・国では、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画において、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進している。
- ・障がいのある人の人権の実現や自立と社会参加の促進に関する法制度が整備されている。

- ・ 障害者の権利に関する条約
- ・ 障害者差別解消法
- ・ 障害者雇用促進法 など

●市の現状・取り組み等

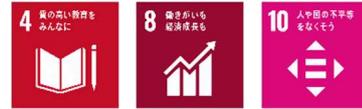
- ・「人が人間(ひと)としてあたりまえに暮らせる地域で育む市民協働型自立支援社会づくり」を基本理念とする障害者計画に基づき、各施策を推進している。
- ・障がい者の高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるため、「地域支援拠点等」をサービス事業者と連携して整備を進めるとともに、市は基幹相談支援センターとして、相談体制の充実を図っている。
- ・「羽島市手で語ろう手話言語条例」を施行し、手話で意思疎通を行いやすい環境構築を目指している。

●市民意識調査結果

- ・障がい者への理解促進が求められているとともに、バリア解消や就労面での改善など、多様な問題意識がある。

[障がいのある人の人権に対する問題意識]

- ・障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと (20.5%)
- ・道路の段差や駅の階段等、外出に不便をとまなうこと (15.8%)
- ・就労において、不利益を受けること (14.0%)



●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・障がいへの理解を深める教育・啓発の推進

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

- ・障がい者の自立した暮らしを支える相談・支援体制の充実
- ・障がいを持つ子どもの教育環境の充実

多様な主体との連携・協働～ともに手を取り合うまちづくりの推進～ の視点

- ・障がい者の社会参加の促進

部落差別（同和問題）

●現状・課題

- ・部落差別（同和問題）は日本固有の差別であり、いまだ解消されていない。
- ・部落差別（同和問題）は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。
- ・全体的には解消に向かいつつあるとされているが、インターネット上での差別事象など新たな問題が発生しているほか、「えせ同和問題」も解消を阻害している。

●市の現状・取り組み等

- ・住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合に、事前に本人に通知する「本人通知制度」を運用し、個人情報の不正請求や不正取得の防止に努めている。
- ・県主催の人権に関する研修会の参加を通じて、部落差別（同和問題）に対する意識を高めている。

●市民意識調査結果

- ・部落差別（同和問題）に対する認識が高いとは言えず、部落差別（同和問題）に関する教育や啓発を行い、正しい理解と解消への意識を醸成していくことが必要である。

[同和問題に対する問題意識 (P55)]

- ・わからない(24.9%)
- ・結婚や交際で周囲が反対すること(14.8%)
- ・差別的な言動をされること(14.3%)

[同和問題に対する考え方 (P61)]

- ・わからない(30.9%)
- ・自由や平等に関する問題なので解決のための努力をしたい(19.4%)
- ・あまり騒がずそっとしておけばよい(12.8%)



●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・部落差別（同和問題）に関する教育・啓発の推進

多様な主体との連携・協働～ともに手を取り合うまちづくりの推進～ の視点

- ・「えせ同和問題」の排除

外国人の人権

●現状・課題

- ・経済等、様々な分野で国際化が進展し、訪日外国人や日本に居住する外国人は増加している。
- ・新たな外国人材受け入れのための在留資格の創設（出入国管理及び難民認定法の改正）により、今後も増加が見込まれる。
- ・一方、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動を行う、いわゆる「ヘイトスピーチ」が差別意識を生じさせかねない言動として社会的な関心を集めており、法制度が整備されている。

・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

- ・国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化、習慣や価値観の違いを認め、対応な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生に向けた取り組みを推進していく必要が増している。

●市の現状・取組

- ・市においても外国人は増加傾向にある。
- ・国際交流協会と連携して、日本語学習の支援や外国文化に親しむ活動に取り組んでいる。

●市民意識調査結果

- ・外国人についての正しい認識を深めることや生活習慣や文化等の違いを認めるための啓発が求められている。

[外国人の人権に対する問題意識(P67)]

- ・生活習慣等が違い地域社会で受け入れられにくいこと(23.5%)
- ・外国人についての理解や認識が十分でないこと(21.5%)
- ・わからない(16.3%)



●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

- ・多文化共生に向けた環境づくりの推進

多様な主体との連携・協働～ともに手を取り合うまちづくりの推進～ の視点

- ・関係機関と連携した支援の充実

感染症患者等に関する人権

●現状・課題

- ・ HIV やハンセン病をはじめとする感染症は、病気に対する知識不足による偏見や差別が少なくない。
- ・ HIV は感染経路が限定的で予防が可能なうえ、早期発見・早期治療(継続)によりエイズの発症を防ぎ、健康的な日常生活を送ることができるため、正しい理解と適切な感染予防が重要である。
- ・ ハンセン病は、現在治療法が確立されており、早期発見・早期治療により完治するが、患者や元患者、その家族に対する差別や偏見が見受けられる。
- ・ ハンセン病の歴史は偏見・差別の歴史であることを認識し、ハンセン病を正しく理解し、回復者やその家族の人権に配慮が必要である。

- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
- ・ ハンセン病家族補償法

- ・ 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染者やその家族、医療従事者等への不当な差別や誹謗中傷、プライバシーの侵害が数多く確認される。

●市の現状・取り組み

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染者等への不当な差別につながらないように、情報提供や啓発を行っている。

●市民意識調査結果

- ・ 感染症に対する正しい知識の普及に努めることや患者やその家族等への配慮のほか、不当な差別につながらないように啓発が必要である。

[エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病患者等の人権に対する問題意識(P73)]

- ・ 世間から好奇又は偏見の目で見られること(19.6%)
- ・ 悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること(15.2%)
- ・ わからない(14.3%)

[新型コロナウイルス感染症に関する人権に対する問題意識(P76)]

- ・ 感染者やその家族のうわさや誹謗中傷(23.7%)
- ・ 医療従事者等の家族の出勤・登校等の拒否(12.4%)
- ・ 感染者やその家族の学校や職場などでの不利な扱い(11.1%)



●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・感染症等に関する正しい知識の普及

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

- ・関係機関と連携した相談・支援体制の充実

インターネットによる人権侵害

●現状・課題

- ・インターネットや SNS の普及により誹謗中傷等が増加している。
- ・インターネットを介して子どもが犯罪に巻き込まれる事案も発生している。
- ・プライバシーに関わる情報の公開や個人情報の流出が社会問題化している。
- ・近年、SNS による権利侵害の被害に対する円滑な被害者救済や誹謗中傷に対する厳罰化に対応した法制度が整備されている。

- ・プロバイダ責任制限法（改正）
- ・刑法（改正）

●市の現状・取り組み等

- ・青少年健全育成の観点から、ネットモラル等に対する啓発や、各学校においてインターネットリテラシーの育成など、学齢期からの教育を実施している。

●市民意識調査結果

- ・インターネットに対する正しい知識や対応を身につけるための教育・啓発が必要である。

[インターネットによる人権問題に対する問題意識 (P79)]

- ・他人への誹謗中傷や差別を助長する表現などの掲載 (27.2%)
- ・個人情報などが流出していること (14.3%)
- ・SNS 等の誹謗中傷等で子どもが加害者や被害者になること (13.7%)

●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～の視点

- ・情報モラル教育や啓発の推進



多様な性に関する人権

●現状・課題

- ・性的指向や性自認については、LGBTs という言葉の広がりとともに認識が広まる一方、固定観念に基づく差別や偏見が発生している。
- ・LGBTs であることを本人の意に反して第三者に暴露するアウティングなどの人権侵害も社会問題化している。

●市の取り組み・現状

- ・市男女共同参画プランに基づき、「LGBT 等への理解促進」を掲げ、人権を尊重する意識の醸成を図っている。

●市民意識調査結果

- ・多様な性に対する理解の促進が求められている。
- ・年代が高くなるにつれて、「性は多様であり、一人ひとり違って当然である」と考える割合が低い傾向にあり、あらゆる世代への啓発が必要である。

[多様な性に対する人権への問題意識(P91)]

- ・社会的な理解が不十分で誤解や偏見があること(21.2%)
- ・世間から好奇な目で見られたり避けられたりすること(16.4%)
- ・わからない(10.7%)

[性は多様であり、一人ひとり違って当然である(P94)]

「そう思う」と回答した年代別割合

- ・10代(66.7%) ・20代(80.5%) ・30代(83.3%) ・40代(69.5%) ・50代(69.5%)
- ・60代(45.1%) ・70代(45.5%)

●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・多様な性への理解を深める教育・啓発の推進



働く人の人権

●現状・課題

- ・社会構造や経済情勢の変化等により、契約社員や派遣社員、パートタイム雇用など、非正規形態の労働者が増加している。
- ・上司から部下へのパワーハラスメント、異性に対するセクシュアル・ハラスメント、妊娠や出産を理由としたマタニティ（パタニティ）ハラスメントなど、様々なハラスメントが増加している。
- ・性別による差別の禁止、同一労働同一賃金や企業へのハラスメントの防止対策の義務化などの法制度を整備している。

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- ・労働者の職務に応じた待遇の確保等に関する法律
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

●市の取り組み・現状

- ・「羽島市職員の人権防止に関する指針」及び「羽島市職員の人権防止マニュアル」に基づき、ハラスメントの防止に努めています。

●市民意識調査

- ・待遇格差、ワークライフバランス、ハラスメントなど多様な問題意識がある。

[働く人の人権に対する問題意識 (P70)]

- ・正規雇用と非正規雇用に待遇の差があること (24.1%)
- ・長時間労働により仕事と生活の調和が保てないこと (18.6%)
- ・パワーハラスメントがあること (15.4%)

●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進



その他の人権

アイヌの人々の人権

●現状・課題

- ・アイヌの人々への差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定めた法制度が整備され、アイヌの人々に対する理解と認識を深める取り組みの推進が求められている。

・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

- ・テレビ番組でアイヌの人々に対する差別的な発言が問題化したほか、就職や結婚に際しての差別や偏見は解消されるには至っていない。

●市民意識調査結果

- ・アイヌの人々に対する人権問題への認識が不十分で、独自文化等への理解を深めるための啓発が求められている。

[アイヌの人々の人権に対する問題意識 (P64)]

- ・わからない(29.7%)
- ・アイヌの人々についての理解や認識が十分でないこと(34.4%)
- ・独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと(12.8%)

●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～の視点

- ・アイヌの人々の文化等への理解を深める教育・啓発の推進



刑を終えて出所した人の人権

●現状・課題

- ・地域社会への受け入れ拒否や就職に際しての差別、住居の確保が困難等の問題があり、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい現実がある。
- ・前歴についてのうわさなどで更生意欲が減退することもあり、本人の強い更生意欲と家族はもとより職場や地域など、周囲の理解と協力が不可欠である。
- ・罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員となることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されている。

●市の現状・取り組み

- ・更生保護女性会や保護司会の活動を支援している。

●市民意識調査結果

- ・偏見や差別意識を解消するための啓発活動や社会復帰しやすい環境づくりが必要である。

[刑を終えて出所した人の人権に対する問題意識(P82)]

- ・更生した人たちに対する誤った認識や偏見があること(27.4%)
- ・就労が困難で経済的な自立生活が営めないこと(19.8%)
- ・わからない(17.2%)

●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・刑を終えて出所した人への理解に向けた教育・啓発の推進



犯罪被害者とその家族の人権

●現状・課題

- ・犯罪被害者やその家族は、生命、身体、財産などの被害だけでなく、精神的ショックや失職等による経済的困窮の問題がある。
- ・報道によるプライバシーの侵害や、インターネット等による誹謗中傷などの二次被害の問題がある。
- ・犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会の実現を目指す法制度が整備されている。

- ・犯罪被害者等基本法
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

- ・県では、岐阜県犯罪被害者等支援条例の制定・施行を契機として、関係機関が連携して支援する体制を整備した。

●市の現状・取り組み等

- ・平成30年に「羽島市犯罪被害者等支援条例」を施行し、関係機関と連携しながら犯罪被害者等を支援している。
- ・犯罪被害者遺族や重症病を負った犯罪被害者を対象とする見舞金支給制度を創設し、犯罪被害者やその家族の経済的支援を行っている。

●市民意識調査結果

- ・プライバシーの侵害や二次被害を防ぐための啓発等が求められている。

[犯罪被害者とその家族の人権に対する問題意識(P85)]

- ・報道等でプライバシーの公表や平穩が保てなくなること(21.1%)
- ・事件のことに関して周囲にうわさ話をされること(18.6%)
- ・差別的な言動を受けること(14.1%)

●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・犯罪被害者やその家族を尊重する教育・啓発の推進

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

- ・関係機関と連携した相談支援体制の充実



北朝鮮当局による拉致問題

●現状・課題

- ・国際社会における重大な人権侵害事件である。
- ・国及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めると定めた法制度が整備された。
- ・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律
- ・12月10日から12月16日は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として、北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害についての啓発が進められている。



●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～の視点

- ・北朝鮮当局による拉致問題を風化させない啓発の推進

ホームレスの人権

●現状・課題

- ・失業や家庭問題など様々な要因によりホームレスになった人の中には、自立の意思がありながら、偏見や差別の対象となることが少なくない。
- ・ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害も発生しており、県内ではホームレスを襲撃した殺人事件が発生している。
- ・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るための法制度が整備されている。

- ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（時限立法）」
- ・生活困窮者自立支援法

●市の取り組み・現状

- ・市内のホームレス調査を実施し、対象者には適切な支援が行なわれるよう対応している。

●市民意識調査結果

- ・ホームレスに関する理解を深めるとともに、自立に向けた支援が求められている。

[ホームレスの人権に対する問題意識(P88)]

- ・就労が困難で経済的な自立生活が営めないこと(28.4%)
- ・嫌がらせや暴力を受けること(20.8%)
- ・ホームレスに対する誤解や偏見があること(15.3%)

●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・ホームレスへの理解を深める教育・啓発の推進



人身取引

●現状・課題

- ・性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題である。
- ・平成 26 年に「人身取引対策行動計画 2014」を策定し、人身取引の実態把握や認知の推進など、内閣府や関係省庁が協力して問題に取り組んでいる。

●市民意識調査結果

- ・人身取引に関する関心と認知を高める必要がある。

[人身取引に対する関心度 (P4)]

- ・関心がある (15.0%) ・多少関心がある (37.8%)
- ・関心がない (9.4%) ・あまり関心がない (35.0%)

●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・市民の関心と理解を深める教育・啓発の推進



災害に起因する人権

●現状・課題

- ・平成 23 年に発生した東日本大震災では、震災に起因した福島第一原子力発電所の事故もあり、現在も生まれ育った土地で暮らすことができない人が多数おり、被害者に対する誹謗中傷やいじめ、風評被害といった人権問題も起きている。
- ・東日本大震災以降も平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の北海道胆振東部地震などの地震災害、平成 30 年の西日本豪雨や令和 2 年の 7 月豪雨などの水害、台風などの避難生活を余儀なくされる災害が発生している。
- ・プライバシーの確保が困難なことや、障がい者、高齢者、女性、子どもなどに対して配慮が必要であることが改めて認識された。

●市民意識調査結果

- ・「関心がない」割合も一定数おり、東日本大震災をはじめ各種災害に起因する人権について、関心と認識を深めることが必要である。

[東日本大震災に起因する人権に対する関心度 (P4)]

- ・関心がある (21.9%)
- ・多少関心がある (49.7%)
- ・関心がない (5.6%)
- ・あまり関心がない (19.4%)



●施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～ の視点

- ・災害に起因する人権に対する関心と認識を深める教育と啓発の推進

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

- ・人権に配慮した避難所の運営の推進